

東京電機大学東京千住キャンパス自治会規約 細則

平成27年6月25日 改正

第1章 決議機関

- 第1条 本章は、決議機関の議事運営に関する詳細事項について定める。
- 第2条 本章は決議機関の決議によって変更することが出来る。但し、変更事項は公示にて報告しなければならない。
- 第3条 執行委員会は、学生大会又は公聴会開催の3週間前までに議題選考会議を開催する。
- 第4条 議題選考会議は、提出された議題について次の事項を確認し選考する。
① 類似議題の有無
② 決議済み議題との重複
③ その他、自治会に適した議題であるかどうか等
- 第5条 議題選考会議は、議題提出者及び執行委員会三役を以って構成する。
- 第6条 執行委員会三役の承認は承認議題として扱い、承認を採る。
- 第7条 昨年度の活動報告、会計決算及び会計監査報告は承認議題として扱い、承認を採る。
- 第8条 執行委員会、特別委員会及び臨時委員会の承認は承認議題として扱い、承認を採る。
- 第9条 本年度の会計予算案及びその他提出された事項は決議議題として扱い、決議を採る。
- 第10条 学生大会の委任状は執行委員会が管理し、大会前までに議長団に提出しなければならない。
- 第11条 学生大会において、執行委員会は実出席者数を大会及び各採決の前に調べ、議長に報告しなければならない。
- 第12条 やむをえず公聴会を欠席する団体は、執行委員会宛に公聴会開催の3日前までに理由書を提出すること。
- 第13条 学生大会及び公聴会の議長団は、議長、副議長及び書記を以って構成する。
- 第14条 議長団の選出は、議題選考会議までに立候補した者の中からとする。立候補者が多数いた場合は、代表会に諮り決定する。但し、立候補者がいない場合は執行委員会が推薦する。
- 第15条 議長団の任期はその学生大会又は公聴会のみとする。
- 第16条 議長団に対して不信任が提出された場合、学生大会又は公聴会の議事進行は議長団の信任又は新たな議長団が選出されるまで、執行委員会に譲渡される。
- 第17条 執行委員会は、議長団が不信任された場合、新たに議長団を募集し、学生大会又は公聴会の出席者の投票により決定する。
- 第18条 議長は学生大会又は公聴会を代表し、会議を掌握する。
- 第19条 議長は、議場を乱し議事運営に支障をきたす者には退場を命ずることが出来る。
- 第20条 議長は、議長の許可なき発言に対し、発言停止を命ずることが出来る。

第2章 執行委員会

第21条 本章は、執行委員会の運営・管理について定める。

第22条 本章は決議機関の決議によって変更することが出来る。但し、変更事項は公示にて報告しなければならない。

第23条 執行委員の任期は、前期学生大会の承認から次年度の前期学生大会までとする。

第24条 執行委員の再選は差し支えない。

第25条 執行委員会三役は次の役務を執り行う。

1. 委員長
執行委員会を代表し、会務を掌理する。
2. 副委員長
委員長の補佐を行い、場合により委員長の代理を務める。
3. 書記長
執行委員会内での議事録を行う。

第26条 本会に次の局を置き、その業務内容を示す。

1. 渉外局
自治会の可能性を広げるために、他大学との意見・情報交換等を行う
2. 学内通信局
自治会所属団体及び大学側との連絡・情報交換を行う
3. 企画局
執行委員会主催のイベントの企画及び運営を行う
4. 会計局
自治会及び執行委員会の財務を行う
5. 管財局
自治会及び執行委員会が所有する備品の管理を行う
6. システム管理局
執行委員会が運営するホームページの作成・更新、及び学生大会・公聴会の議事録の管理を行う

第27条 局は執行委員会が適宜に新設撤廃することが出来る。

第28条 執行委員会三役は執行委員会より立候補し、これを学生大会での承認によって決定する。但し、任期は、後期学生大会の承認から次年度の後期学生大会までとする。

第29条 執行委員は、自治会員として学生大会に出席することが出来る。但し、事務運営を行う者は一切の権利を学生大会に委任する。

第30条 執行委員の代表は、公聴会に参加することが出来る。但し、事務運営を行う者及び代表以外の執行委員は中立を保つため、決議に参加しない。

第3章 特別委員会

第31条 各特別委員会の規約は、別紙に定める。

第32条 各特別委員会の規約は、各特別委員会が管理すること。

第33条 各特別委員会の規約は、各特別委員会の判断にて随時変更することが出来る。

第4章 委員会

- 第34条 各委員会の規約は、別紙に定める。
第35条 各委員会の規約は、各委員会が管理すること。
第36条 各委員会の規約は、各委員会の判断にて随時変更することが出来る。

第5章 部会

- 第37条 各部会の規約は、別紙に定める。
第38条 各部会の規約は、各部会本部が管理すること。
第39条 各部会の規約は、各部会の総意にて随時変更することが出来る。

第6章 会計

- 第40条 予算審議会議は、全団体の会計担当を以って構成する。
第41条 予算審議会議では、全出席者の承認を以って予算案を決定する。

付則

- 第42条 本細則は、「東京電機大学東京千住キャンパス自治会規約 原則」に準ずる。
第43条 東京電機大学東京千住キャンパス自治会における規約の順位を下記の通り定める。但し、同順位における規約の優劣はないものとする。
- 第1位 東京電機大学東京千住キャンパス自治会規約 原則
 - 第2位 東京電機大学東京千住キャンパス自治会規約 細則
学生用掲示板使用規定
 - 第3位 各特別委員会規約（オリエンテーション実行委員会規約・会計監査規約・規約改正委員会規約）
 - 第4位 各委員会規約（新聞委員会規約・放送委員会規約・旭祭実行委員会規約・体育祭実行委員会規約）
各部会規約（体育会規約・文化部会規約・学術研究部会規約）